

法務省政策評価有識者会議（第70回）議事録

1. 日 時

令和5年6月14日（水）13:28～15:21

2. 場 所

法務省地下1階大会議室

3. 出席者

<政策評価有識者会議構成員>

伊 藤 富士江	元上智大学教授
井 上 東	公認会計士
大 沼 洋 一	弁護士
(座長)篠 塚 力	弁護士
宮 園 久 栄	東洋学園大学人間科学部教授

<法務省出席者>

法務事務次官	川 原 隆 司
政策立案総括審議官	上 原 龍
官房参事官（予算担当）	杉 原 隆 之
秘書課EBPMアドバイザー	菅 章
人事課付	栗 原 一 紘
国際課付	宮 崎 文 康
国際課国際政策第二係専門官	大 西 宏 道
人権擁護局総務課人権擁護推進室長	塚 野 智 久
人権擁護局総務課係長	小野田 和 靖
人権擁護局総務課委員係長	佐 藤 唯
人権擁護局調査救済課補佐官	瀬 島 由 紀 子
人権擁護局調査救済課調査救済第三係長	下 山 康 太
人権擁護局人権啓発課補佐官	安 部 賢
人権擁護局人権啓発課人権啓発第一係員	井 上 徹 郎
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	田 中 國 雄

<事務局>

秘書課政策立案・情報管理室長	小 島 まな美
秘書課補佐官	井 上 普 文

4. 議 題

令和5年度事後評価実施結果報告書（案）について

5. 配布資料

資料1—1：【官房国際課】政策評価書（案）

資料1—2：【人権擁護局】政策評価書（案）

資料1—3：【公安調査庁】政策評価書（案）

参考資料1：法務省政策評価に関する基本計画

参考資料2：令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画

6. 議 事

○篠塚座長 では、定刻になりましたので、これより第70回法務省政策評価有識者会議を開催いたします。

初めに、川原法務事務次官から御挨拶を頂きます。

○川原法務事務次官 事務次官の川原です。委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ第70回法務省政策評価有識者会議に御出席いただき誠にありがとうございます。

昨年度は、政府全体で政策評価制度の見直しに関する議論が進められ、法務省では、委員の皆様のお助言もいただきながら「改善につながる評価」を柱とした新たな政策評価基本計画を策定したところです。

本日は、この新しい計画に基づき評価結果を取りまとめた報告書（案）について、委員の皆様のお意見を伺うこととしています。是非とも、政策の改善に向けた忌憚のない御意見を頂きたいと存じます。

最後に、今後とも、法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

○篠塚座長 ありがとうございます。川原法務事務次官は公務のため、ここで退席されます。それでは、議事に入ります。

本日は、新たな政策評価基本計画に基づく最初の評価となります。これまでの政策評価制度は、説明責任に重きを置き、「きちんと出来ているか」を説明させる「監督者の視点」が強いものでした。これから目指す政策評価は、「何がボトルネックになっていて、どう改善するのか」といった「政策立案者の視点」に変えていこうとするものです。限られた時間ではありますが、「改善につなげる」ための議論を皆様としたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いします。

それでは、令和5年度法務省事後評価実施結果報告案、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備について、大臣官房国際課から説明をお願いいたします。

○宮崎国際課付 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備について説明させていただきます。

概要としては、我が国における国際仲裁の活性化に向けた次のような成果の兆しが見られると考えています。まず、国際仲裁は、司法修習生等の若い世代から関心を寄せられており、人材育成の芽は出始めたといえる。また、国内の企業、弁護士等に国際仲裁の意義、有用性等に対する認知が芽生えつつある。

一方、課題として、我が国における国際仲裁の活性化に向けて、次のような課題が明らかになりつつあると考えています。まず、人材育成について、仲裁人・仲裁代理人等として国際仲裁の担い手となることができる人材の輩出にはまだ道半ばである。広報・意識啓発について、我が国における国際仲裁の件数の増加にまでは必ずしも結び付いていない。施設整備

については、施設は収支面では現在の形での自立運営が現状は難しく、施設の整備に関する適切な施策の在り方を模索する必要がある。関連法整備については、国際基準と国内法制とのそごが可能な限り生じないよう、状況を注視するとともに、UNCITRAL等の国際機関と連携して、法的紛争解決分野の国際ルール形成等に積極的に貢献することが重要であると考えています。

まず、国際仲裁とは何かから説明させていただければと思います。国際仲裁とは、国際的な商取引をめぐる紛争の解決について、当事者が選任した第三者である仲裁人の判断に委ねる仕組みです。国際仲裁は、国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードといわれていまして、そのメリットとしては様々いわれていますが、ここで挙げていますように、多国間条約の整備により、外国での執行が容易である、非公開であり企業秘密が守られる、迅速なことが多く、通常は一審限りで手続が終了される、専門的・中立的な仲裁人を選べる、司法の廉潔性に懸念のある国の司法制度の利用を回避することができるといった観点です。そういった観点から、諸外国では国として活性化に取り組む例もあります。

日本においても国際仲裁を活性化させる意義としては、海外進出に伴う法的・経済的リスクを低減させ、日本企業の海外展開を促進する、我が国の国際紛争解決のためのインフラ整備に対する国際的信用性が高まり、海外から幅広く投資を呼び込むことができるのではないかということから、ひいては我が国の経済成長に貢献する、そのような観点から、我が国として官民連携して活性化に取り組むこととされています。

一方で、我が国における国際仲裁の件数は、我が国の経済規模に照らすと諸外国に比して少ないといわれておりまして、政府として国際仲裁活性化のための総合的な基盤整備を早急に進める方針が、平成30年に取りまとめられました。そこでは、国内企業等における国際仲裁の意義・有用性等への理解不足、国際仲裁に精通した人材の不足、世界的に著名な仲裁機関や仲裁専用施設の不存在、海外へのマーケティング不足などが指摘されています。対策としては、仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成、国内外の企業等に対する広報・意識啓発、施設の整備、関連法制度の整備が盛り込まれています。

取組の全体像について、今申し上げましたような方針に基づいて、人材育成、広報・意識啓発、施設の整備、関連法制度の整備の観点から取組を進めてきたところです。人材育成としては、目的は、国際仲裁に精通した人材、仲裁人・仲裁代理人等の育成、取組の方向性としては、国際仲裁に関する関心・知識の度合いに応じた研修等の企画・実施です。広報・意識啓発については、国内企業等における国際仲裁の意義・有用性等に対する理解を進めること、国際仲裁の我が国での実施を活性化することを目的として、国内外の企業、弁護士等を対象としたセミナー等を開催しています。施設の整備については、利用者にとって利便性の高い施設の運営を図る目的の下、仲裁専用施設の整備、サービスの提供等を行いながら調査分析することが取組の方向性です。この三つについては、民間機関である一般社団法人日本国際紛争解決センターに調査委託して5年間、進めてきたところです。その具体的な取組内容は、これから具体的に説明します。また、関連法制度の整備も進めてきまして、手続面においても利用者の利便性を向上させる目的から、最新の国際水準に見合った法制の整備を進めているところです。

まず、仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成の状況から説明させていただきます。活動としては、主に委託先機関を通じ、研修等の企画、実施をしてきました。仲裁人等にな

り得る者の裾野を広げる観点からは、大学、海外仲裁機関等と連携したセミナー、司法修習生を対象とした国際仲裁プログラムを実施するなどしております。

また、仲裁人等になるための専門的な知識・経験等を取得する観点からは、研修動画を作成してウェブサイト上に公開したり、世界最大のADR資格認定・研修機関、C I A r bとも連携して、資格認定の取得を目指した講座を実施するなどしているところです。

その結果、仲裁人等になり得る者の裾野の拡大という観点、専門的な知識・経験等の取得という観点、いずれも成果の兆しは見えてきて、人材育成の芽は出始めたといえると考えておりますけれども、これ自体が効果が現れるまでに時間を要する取組であり、学生、司法修習生、弁護士などの仲裁の担い手となるべき者に、語学力及び国際仲裁の基礎知識を身に付けてもらうことが重要であると考えています。また、海外における実践的な経験も必要になり、人材の輩出には、まだ道半ばと考えてございます。

続いて、広報・意識啓発の状況です。主に委託先の機関を通じて、国内外の企業等に対して広報・意識啓発の実施をしてきました。具体的な取組としては、仲裁機関、弁護士会等と連携したセミナー、あるいは在外の企業を対象としたセミナー、海外の仲裁機関との連携、MOU締結などを実施してきました。

国内の企業等向けセミナー等に延べ約3,000名以上の参加を得まして、意義、有用性等に対する理解は芽生えつつあるのではないかと思います。しかし、一方で課題もあり、契約書に仲裁条項を規定していない、契約交渉において仲裁地を日本又は仲裁機関を日本のものと主張できていない、仲裁地を日本又は仲裁機関を日本のものと主張しても、相手方の反対により交渉に成功していない、海外の企業、弁護士等において日本の仲裁機関の利用を含む日本の国際仲裁の魅力が浸透していない、そのような意味で、理解は芽生えつつありますが、まだ道半ばであると考えています。

続いて、施設の整備に関する施策の在り方の検討状況です。委託先機関J I D R Cにおいて、仲裁専用施設を開業し、自主運営の実現可能性を調査するとして、令和2年3月に委託先機関において虎ノ門に仲裁専用施設を開業しました。施設において、I C T設備の整備、サービスの提供をしてきたところですが、利用件数に際立った増加は見られておらず、収支面では現在の形での施設の自立運営は現状は困難である実情にあります。こういった調査分析の結果も踏まえて、施設の整備に関する適切な施設の在り方を模索する必要があるのではないかと考えています。

続いて、関連法制度の整備の状況について説明させていただきます。まず、令和2年5月に、外弁法が改正され、外国法事務弁護士等が代理できる国際仲裁事件の範囲が拡大しました。さらに、UNC I T R A Lと連携して、デジタルエコノミーにおける紛争解決の実態調査に関するプロジェクトも始まっています。また、今年の4月、仲裁法の改正法案が成立・公布されて、最新のUNC I T R A Lのモデル法に対応する規律も整備されたという成果があります。

総じて申し上げますと、最新の国際水準に見合った関連法制度は我が国において整備されたといえるのではないかと考えています。

以上を踏まえ、全体のアウトカムについて御説明します。日本における国際調査の活性化は依然として途上にあると考えております。

それを踏まえて今後の方向性として、人材育成については、仲裁人・仲裁代理人等として

国際仲裁の担い手となることができる人材を増やすことを目的として、関係機関とも連携しながら、研修等を行うことを通じて、引き続き、中長期的なビジョンでの取組が必要になるものですから、続けていくことが必要なのではないかと考えています。

広報・意識啓発については、まず、契約書にそもそも仲裁条項が盛り込まれることが前提となるものですので、いかにして契約書に日本を仲裁地とする仲裁条項を規定できるか、そういった課題を踏まえ、これから国際仲裁の我が国での活用を促進するために、いろいろな機関と連携しながら広報・意識啓発活動を引き続き実施していく必要があるのではないかと考えています。

施設の整備については、現状を踏まえ、施設の整備に関する適切な施策の在り方を模索していく必要があると考えています。

関連法制度の整備については、まだ今年の4月に行われた改正法は施行の準備が行われている段階ですので、施行に向けて周知広報等を進め、引き続き、海外における議論について状況を注視したいと考えています。UNCITRAL等の国際機関とも連携して、法的紛争解決分野の国際ルール形成等に積極的に貢献していくことが重要であると考えています。

いずれにしましても、本年度末まで、JIDRCによる調査等業務は続きますので、その終了時までには得られる調査、分析の結果などを踏まえ、今後の国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方を引き続き検討していきたいと考えています。

○篠塚座長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。御意見・御質問のある方は挙手をお願いします。

井上委員、お願いいたします。

○井上委員 御説明ありがとうございます。まず、最初に篠塚座長の方から御説明がございましたように、今回、政策評価の大きな転換がなされたと理解しております。私も今年4月13日の総務省政策評価審議会の資料を拝見しましたがけれども、「評価のための評価はやめ、意思決定に使える評価に変える」と記載されておりました。これが本当に大事なところで、これは前から私も、そうではないかと思ひ、やるのが遅いのではないのかというコメントもここでした記憶があります。PDCAサイクルでいうとPDCまではうまくいっていただけけれども、CからA、AからP、ここのところを今回しっかりやっとうということだと思います。

法務省の政策評価も、これに対応して変えていかなければいけないんですけども、資料を拝見すると、「ボトルネックを自ら特定し、改善策について有識者の助言を得る」ということで、政策評価審議会の会長自らおっしゃっていることと同意義の目標設定をされているので、これも特に問題はないと思っています。また、実施時期も、昨年まで7月だったのが今年から6月ということで、これも予算に間に合うようにという配慮がなされているということで、いずれも、目標にしてもタイミングにしても適切な取組であろうと思っています。総務省の資料の中にも、この法務省の政策評価というのが「新たな取組の一つ」として記載されていますので、そういった意味でも法務省の今の政策評価に関する進め方については、非常に順調であると思っています。

その前提で、個別の今の御説明の点についてコメント差し上げたいんですが、まず第1点目は、ボトルネックに対しての改善案という段階以前の話なんですけれども、今回の政策の目標に足りないものがあるのではないかと指摘です。

8 ページ目のところに四つ目的が挙げられています。これは多分、7 ページ目の「中間取りまとめ」で平成30年に設定された対策の4項目、これがそのままこちらに来ていると思いますが、下のアンケートの結果にも書いてありますが、「日本国際紛争解決センター」が2019年3月に出された報告の中でも、四つの問題点、課題があるということが書かれていたのを拝見しました。

その中で一つ漏れているのがあるのではないかというのがコメントです。この報告を読み上げますと、「国際仲裁に関する我が国の課題としては、我が国の仲裁機関の国際的な評価の拡大」、これが1番目、2番目が「我が国企業向けの国際仲裁に対する啓発・教育活動」、これが2番目、3番目に「国際的に評価の高い国際仲裁人・国際仲裁代理人を務めることができるだけの我が国の人材を養成するための活動」、四つ目に「ハード面、ソフト面での我が国の国際仲裁インフラの整備が必要」と、四つ書かれているんですが、一番最初の「国際的な評価の拡大」、これは正にこのアンケートでも断トツで一位です。それがこの目標の中に入っていないというのが問題ではないのかと思っています。三つあるんですけども、これがまず1点目。

2点目は、ボトルネックの問題なんですが、11ページのところです。人材育成のところなんですけれども、この11ページを拝見すると、人材が増えないということをボトルネックとして認識されているんですが、数値目標がここに出ていません。もちろん数だけではなくて、レベルもあるんですけれども、どれぐらいのレベルの方をいつまでにどれぐらい、何人ぐらい作るという目標がなければ、それに対して具体的な施策というのが考え出せないというんですか、漠然としてしまうと思うので、まず目標を明確にするということが必要だと思っています。これが2番目。

3番目は広報なんですけど、これは13ページ、14ページのところなんですけれども、広報に関して一番肝のところは、14ページにある、「契約書に仲裁条項を規定されていない」という点だと思います。規定化されれば、広報の効果が現れたと思われるんじゃないかと思います。ただ、規定、仲裁条項に入れることによるメリット、デメリット、これは事前説明の中でも質問させていただいたんですけども、メリット、デメリットが今一つ明確ではない気がします。特にコスト的なメリット、デメリットというのが足りないのではないかと思うので、この仲裁事項に関してのボトルネックは、そういったものをより明確に打ち出された方がよろしいのではないかと考えております。

以上3点、質問と意見と両方でございます。

○篠塚座長 3点というか、4点のような感じもしますけれども、よろしく申し上げます。

○宮崎国際課付 貴重な御指摘、御意見、御質問をいただき、ありがとうございます。

まず最初に、どういうものが必要になるのかということ、御指摘のとおり、ここでは仲裁機関も指摘されているところです。この仲裁の手續自体は民民で行われるものでして、仲裁機関も民間の機関が担っているというものですが、日本の代表的な商事仲裁機関としましてはJCAAというところがあります。そのJCAAにおいても、広報活動などは実施しているものと承知してございまして、法務省もこの5か年の調査委託事業も通じて、周知啓発活動などを実施する際にはJCAAなどと連携して取組をしています。その意味では、日本における仲裁機関を利用していただくことも、その結果として促進されていけば、日本における国際仲裁の活性化につながる面があるかと思っております、それは非常に重要な面と思

っております。来年度以降の施策を考えていくに当たっては、JCAAなどとの連携の在り方というの、やはり引き続き考えていかななくてはいけないのではと考えています。

また、人材育成について数値目標があるべきという御指摘をいただきました。我々の目指すところは、我が国における国際仲裁の活性化が長期的な最終的な目標になるのですが、その中で仲裁人・仲裁代理人として国際的に活躍できる方々を輩出することについて、どういう目標を立てるべきかは、引き続き考えていきたいと思っています。

また、3点目で指摘いただきました、契約書に日本の仲裁条項を設けることについて、メリット、デメリットが見えにくいという御指摘でした。正に御指摘のとおり、契約書に日本、東京を仲裁地とするような仲裁条項を規定してもらうことを促進するためには、いろいろな民間の企業などに、この国際仲裁のメリットについて正しく理解していただくことが前提になるかと思えます。私どもとしましては、これから更に御理解を得られるように努めてまいります。

○篠塚座長 では、宮園委員、お願いいたします。

○宮園委員 今回の御質問に関連する部分もありますが、今回拝見させていただいて非常に勉強になりましたし、評価の仕方がこれまでと随分変わってきているということも見て取ることができました。

ただ、その中で若干気になったことがございます。専門外ということもあり、国際仲裁について専門家の方に、なぜ日本が進まないのかということを知ったところ、日本がまず仲裁地として選ばれないからだとおっしゃっていました。今この中でなされている御質問とか成果、評価のところをみていくと例えば13ページの日本の魅力を理解するとかということも書かれているのですが、相手国としてなぜ選ばれないかということに関する質問が見受けられない、もっと率直にその辺の質問を、例えば海外の方に向けたセミナーの際などに聞いてもいいのかと思いました。

それから、井上先生も御指摘なさっていましたが、私も具体的な数値目標が設定されていないのではないかと感じました。研究論文等で評価をされることの一つに引用回数とかがあります。法律文献雑誌への寄稿までは書かれていますが、それが年間に何本、どの専門誌に何本さらに、さらに引用された件数等具体的な数値目標を設定していったらどうでしょうか。ほかの国々の状況などを踏まえ、

日本が仲裁地として選ばれていくことが、推進していく上で1番重要なことだと思うので、日本側の企業の人材育成とかだけではなくて、やはり日本がなぜ選ばれないかという視点を持って、解明していくことが重要なのかと感じました

以上です。

○宮崎国際課付 御指摘ありがとうございます。今後、施策を考えるに当たって、今の御指摘も踏まえて考えていきたいと思っています。

○篠塚座長 では、大沼委員、お願いいたします。

○大沼委員 国際仲裁ですけれども、やはりメリットとして大きいのは、その迅速性と、国際的な執行が可能であるという点が非常に大きいと思うんですね。それだけのメリットがあるにもかかわらず、22ページの表に書いてあるように、日本は、例えば韓国とかシンガポールなんかと比べても30分の1ぐらいという、異常なまでの少ない件数にとどまっています。

何が原因なのかというのはいろいろあるかと思うんですが、私みたいに、例えば弁護士の

な立場からすると、まず費用の問題ですね、それが幾ら掛かるか分からないところだと思うんです。1時間当たり3万円から8万円掛かるというふうにいわれているんですけども、その1時間というのはどの時間についてのものなのか、実際の仲裁に立ち会う時間なのか、準備時間なのか、渡航時間なんかも含めるのか、全然分かりませんし、その間に施設の費用とか、あるいは通訳費用、あるいは仲裁人の渡航費用とか滞在費とか、そういったものなんかもいろいろ掛かってくるようなんです。そうすると、幾ら掛かるのかが全く分からない。一般的に言えば、裁判と比べて国際仲裁というのは非常にお金が掛かるというふうにいわれているので、リスクが大きくてなかなか利用しにくいというのが現状だと思うんですね。

例えば、日本国内の場合でも、こういったタイムチャージみたいなやつで大型の裁判をしますと、大事務所の場合ですけども、1件当たり数千万円掛かる場合があります。それと同じような規模感なのかといわれると、よほどの大企業だとか資産家でない限りなかなか利用できないということがあると思うんですね。

そうすると、こういったものの透明化ですね、基準を作ったり、それから、場合によっては一部定額化したり、全体として幾ら掛かるのかということが利用者側にとって分かりやすいような制度にしないと、なかなか手が出せないんじゃないかというふうに思うんです。

また反面、それにしてもどうしてもお金が掛かることがありますから、資力の乏しい利用者、会社の場合に別の手当てが必要だと思うんですね。例えば保険制度の利用とか、これは仲裁保険とか仲裁費用保険というのがありますけれども、それともう少しタイアップして、一般的に国際仲裁を利用する場合にはこのぐらいになりますというふうなことが分かって、そのかなりの部分が保険でカバーできるというふうなシステム作りが必要なのではないかと思うんですね。そういったことを含めて、契約書の中に仲裁条項かなんかを入れれば、かなり使いやすいものになっていく可能性があるというふうに思いますので、その点を検討していただきたいというふうに思いました。

○宮崎国際課付 ありがとうございます。まず、コストの問題について指摘いただきました。確かにそういう面はあろうかと思えます。このコストも含めて、どのように設定をして、どのように情報を公開していくのかは、民間の仲裁機関がそれぞれ実施しているところでして、政府の方からはなかなか難しい面もあるかと思えますけれども、一方で、これからは法務省も仲裁機関と連携していかなくてはいけないですし、コストが一定程度掛かることを前提としても、どういうメリットがあるので仲裁をこういう事案で扱うのは適しているといったことの情報発信は、適切に行うように努めてまいりたいと思っています。

○篠塚座長 では、菅アドバイザー、お願いいたします。

○菅秘書課EBPMアドバイザー EBPMアドバイザーの菅でございます。よろしくお願いいたします。

御説明を伺って、シンガポールであつたり韓国といったところの国際仲裁件数というところ、長期的に見据えつつ、人材育成であつたり広報・意識啓発というところを進めていらっしゃるというふうに理解いたしました。一方で国際仲裁件数が今、かなりまだ差があるという話もありましたけれども、いきなり同じぐらいの水準まで増えるわけではないと思うので、当面その実績面ではどうしても不利というところが大きいところかなと思います。途中触れていましたけれども、7ページのアンケート結果の国際的に評価が高いというところも、実態としては実績があるほど国際的な評価が高いというところにもなるかと思えますし、2の

交渉力というところも、実績があるほど交渉しやすいというところになってくるかなと思うので、そうすると、増やしていくためには、実績の多いシンガポールであったり韓国と比べた、何か日本の強みであったり、あえて日本で国際仲裁を行うメリットというところを具体的に訴求する必要があるのかなと感じています。

ただ、ちょっと現段階では、何かあえて日本で国際仲裁を行うメリットというところが正直まだ見え切れていないところが実態なのかなというふうに感じています。なので、ちょっと次のステップとしてですけれども、そういった日本の強み、例えば概念として、安心・安全だったり、治安のよさだったり、あるいは充実したインフラだったり、あるいは今お話が挙げたコストのところも大きいところかなと思いますけれども、その日本の強みというところを何か具体化して、日本の強みが特に刺さりやすい層にまず使っていただいて、少しずつ実績を積み重ねていくみたいな取組が、どうしても次のステップとしては必要になるかなというふうに感じております。

私からは以上でございます。

○篠塚座長 いいですか。では、私の方から。

人権擁護局も、公安調査庁も、自分たちの庁とか課のやっている職務の評価について、ちゃんとやっていますというような回答になっています。これに対し、国際課は、テーマをきちんと捉えて政策目標を掲げ、どうやるかということを書かれていて、本来の趣旨に合った新しい挙げ方じゃないかと思うんです。その点をすごく評価をしたいと思います。

その中でちょっと思ったのは、国際仲裁が非常にコストが掛かるということは、企業の方の中では当然分かっていることなんです。これまで4年、5年かけてきているけれども、わが国の国際仲裁が認められるためには、更にアクセルを踏まないといけない。例えば、外国の国際仲裁の現場に法務省の皆さんだとか、弁護士とか、あるいは裁判官も含めてですけれども、派遣して、外国の国際仲裁の実態をもっと裏の裏まで知るぐらいのことがないと、なかなか進まない。ヒト・モノ・カネすべてが不十分なので、もっとアクセルを踏むためには、予算の飛躍的な拡大必要だと思っております。今の予算がどれぐらいで、そういった人材派遣を国連も含めてやるためには、どれぐらいの予算が必要なのかというところを明らかにした方がいいんじゃないかなと思います。

○宮崎国際課付 ありがとうございます。まず日本の強みについて、少しずつ実績を積み重ねていくことが重要だと思っています。また、この5か年を踏まえて、引き続ききちんと取り組んでいくこと、より正しい方向にアプローチをしていく観点は重要と思っています。この5か年を総括して、来年度以降、形に結び付けるものが実現できるように務めてまいりたいと思っている次第です。ありがとうございました。

○篠塚座長 ある意味、人、物、金、もう少し頑張ってもらいたいところだと思うので、よろしくお願いします。

質疑は以上とさせていただきます。国際課におかれては、本日、委員から出された意見も参考に、評価書や予算要求の内容についても検討するなど、改善につなげるようお願いいたします。

○宮崎国際課付 ありがとうございました。

○篠塚座長 よろしいですか。

では、次に、人権尊重思想の普及及び高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防につ

いて、人権擁護局から説明をお願いいたします。

○塚野人権擁護局総務課人権擁護推進室長 法務省人権擁護局総務課人権擁護推進室長の塚野でございます。本日はよろしくをお願いいたします。私の方から、人権擁護局の政策評価書案について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず評価の概要についてでございます。人権擁護局につきましては、大きく人権啓発、それから相談・調査救済という二つの活動に分けられます。全体のアウトカムとしまして、人権啓発につきましては基本的人権の周知度、相談・調査救済につきましては人権侵犯事件の処理件数という形で上げさせていただいております。

全体の傾向としましては、まず、人権教室の実施回数について減少しています。これは対面型ということもありまして、その活動が大幅な制約を受けているものです。一方でインターネットを用いた配信、インターネットを用いたオンライン開催というオンライン活動の方を積極的に推進しています。それから、人権意識の高まりが認められる一方、相談事件、人権侵犯事件数は減少しているというところもあり、相談窓口にたどり着けない人が存在する可能性がありますので、その点についての検討が必要というようなこととなっております。下の人権啓発の三つの部分につきましては、後ほどまた御説明をさせていただきます。

それから、人権擁護局の今回の施策評価のミッションについてでございますけれども、こちらの6ページにありますとおり、人権尊重思想の普及高揚、それから人権侵害による被害の救済と予防を図ることによって国民の人権の擁護を積極的に行うことで、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与する、こちらを大きなミッションと位置付けて活動を行っているところでございます。

組織につきましては、この7ページを御覧いただければと思いますが、左側の国の機関としまして、法務本省に人権擁護局が、それから地方支分部局として法務局、地方法務局、支局を設置しております。それから、民間のボランティアである人権擁護委員、こちらが全国で1万4,000人となっておりますが、こちらの人権擁護委員組織体が設置され、民間のボランティアとして活動しています。国の機関である法務省と民間のボランティアである人権擁護委員とが連携しながら人権擁護活動をしている実態がでございます。それから、予算につきましては毎年度おおむね34億円前後の予算が措置されてございます。

9ページ目の様々な人権課題についてでございます。今の主な人権課題につきましては、まず子ども、女性、高齢者、それから障害者、これらに対する差別あるいは虐待の事案、それから外国人に対する差別、こういったものが人権問題として存在し、いずれも大きな社会問題となっているところでございます。

また、新たな人権問題というところで、特に近年、新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別といった問題もございまして、また、インターネット上の誹謗中傷が社会問題となっているところでございます。このような状況を踏まえまして、人権擁護局としても様々な活動の方を対応しているところでございます。

それから、人権擁護活動の全体像について、人権擁護の活動としましては、11ページ目にありますとおり、人権啓発、人権相談、調査救済という三つの活動を柱として対応しているところでございます。こちらにつきましては後ほど詳細に説明させていただきたいと思っております。

まず、人権啓発活動の状況についてでございます。13ページを御覧いただければと思

ます。まず、この人権啓発の目的につきましては、国民一人一人が互いの人権を尊重することの重要性を正しく認識するとともに、その認識を日常生活に根付かせることを目的として、人権に関する関心、理解の度合いに応じた啓発活動を実施しているところでございます。一つが、幅広い国民一般の気付きを促すという活動、それから、特定の対象者の理解を深めるという活動、この2点について活動を行っているところでございます。

それから、14ページでございます。まず、国民一般向けの啓発活動についてでございます。こちらは、幅広く国民一般を対象にしまして、法務省のホームページ、それから人権啓発動画への接触機会を確保することによりまして、より多くの国民に対して、人権を尊重することの重要性、あるいは人権問題が身近に存在することへの気付きを促すといったようなことを狙いとして活動を行っております。ですので、できる限り国民一般の方の目に触れるよう、インターネットを中心に様々な媒体での広報活動を広く展開しているところでございます。

指標につきましては、広告の表示回数、ホームページのアクセス数、それから動画再生回数でございます。それぞれ数につきましては増加の傾向にございます。令和3年に左の二つが急激に増加していますが、恐らく新型コロナウイルス関係で急増しているものと考えられますので、全体的には増加傾向にあるということがいえるかと思えます。

それから、15ページでございます。特定の対象者向け啓発活動についてでございます。こちらは人権に関する関心・理解の度合いが高い層、あるいは学生や企業、そういった特定の人権問題に関わりの深い層に対しまして、正しい知識や人権問題について考える機会等を提供することによりまして理解を深めるための活動を行っているところでございます。具体的に言いますと、主には、人権シンポジウムといった場を設ける、それから人権教室、こちらは学校等が基本になりますけれども、人権教育を行うといったことでございます。

指標としましては、人権教室は令和元年に比べると数は減っておりますが、これは基本的に対面を前提とした活動でございますので、どうしても新型コロナの関係もあり、接触機会を減らすという意味で、少し開催自体は減っておりますけれども、令和2年から4年までは増加傾向にあると見るができるかと思えます。それから、人権シンポジウムにつきましては、オンライン化を行うことによりまして、数は増加を、特に令和元年に比べて令和4年は増加をしているといえるかと思えます。

それから、今申し上げた主な指標の状況をまとめたものが16ページでございますけれども、少し繰り返しになってしまいますが、まず人権教室につきましては、やはり対面型の活動を前提としたものでございますので、その対面型の活動が大幅に制限されたことで、令和元年度に比較して数はどうしても減ってしまっています。一方でシンポジウムにつきましては、オンライン化を進めたことによりまして、令和元年に比べて参加者数については増加しているというふうに考えております。それから、インターネット配信等につきましては、動画の数とかバナー広告を増やしているところでございますので、それに伴いましてアクセス回数とか表示回数といったものは全体的に増加していると考えられるかと思えます。

そういった最終的な人権啓発活動のアウトカム指標としましては、基本的人権の周知度を挙げているところでございますが、こちらにつきましては85.6%と増加をしている、約85%の方に周知することができているといえるかと思えます。

続きまして、人権相談・救済活動の状況についてでございます。まず、19ページで人権相談・調査救済活動の目標についてでございます。こちらは、人権侵害の疑いがある事案を幅広くまず把握するというところ、それから、被害者の救済の方を図るといったことを目的としております。そういったこともございまして、活動としては、まず相談に関しましては、アクセスがしやすい、気軽に相談できるという体制を整備する、こちらが活動の目標としてございます。調査救済手続に関しましては、事案を把握した上で迅速・的確な対応を行うということを活動目標に掲げているところでございます。

続きまして、20ページですが、人権相談の体制の整備・周知についてでございます。人権相談については長年、人権擁護委員が活動してきたものですが、その人権擁護委員も定数に対しての委嘱率は98%とおおむね充足している一方で、認知度は少し低下をしているという傾向はあるかと思えます。また、SNSによる人権相談を開始しており、相談の窓口とか間口を、よりアクセスしやすくするという取組を行っておりまして、更に広報も多様化をすることによりまして、窓口の認知度については改善傾向にあるかというふうに思えます。

続きまして、21ページの調査救済活動についてでございますけれども、こちらは狙いとしましては、先ほども申し上げましたが、まず人権侵害の疑いのある事案を幅広く把握する、それから申告を受けて調査を行って、事案に応じた措置を講ずるといったようなことが狙いとなっております。相談受付件数と新規救済手続開始件数につきましては、令和元年との比較で全体として減少傾向にございますけれども、大きな要因としては、恐らく新型コロナウイルスの感染拡大により対面での人権擁護活動が制約を受け、相談受付数が減ったことにより、それを更に踏まえて新規救済手続の開始件数も同じように減少しているといった傾向が見られるところでございます。

続きまして、22ページ、こちらが主な指標でございます。平成29年、5年前との比較となっております。まず、相談窓口の広報・認知度につきましては、従来からポスター、リーフレットの広報を行っていたところでございますけれども、近年インターネットやSNSによる広告に力を入れているということもございまして、周知広報を行ったことによりまして認知度の方は増加している傾向にございます。一方で相談の受付に関しましては、対面により行う活動がかなり制限を受けたこともありまして、5年前との比較では減少傾向にあるということがいえるかと思えます。一方で、インターネットのメール、それから、LINEに関しては開始年数が29年より後になってはございますけれども、こういった相談の方法の多様化によりまして、着実に数は増えているといえるかと思えます。救済手続につきましては、どうしても相談から移行するといった機会の方が多い部分もございまして、相談が減ったことによって救済手続数についても減少傾向に見えるというのが現状の状況でございます。

23ページで全体としてまとめているところでございます。処理件数の減少も生じているところでございまして、これにつきましては相談受付件数の減少に伴って、人権侵犯事件の処理件数は減ってきているといったところが見受けられるところでございます。

それから、24ページは人権擁護委員活動に関する行政事業レビューの有識者意見についてでございます。人権擁護委員制度につきましては、おおむねの意見としましては、まずは担い手の確保が一番重要であるというところで、これにつきましては広報についてしっかりと見直してやっていくべきといったような御意見を頂いているところでございます。さらに

は、デジタル化への対応というところで、デジタルに対応した情報発信を進めるべきといったような御意見を頂いているところでございます。

それから、25ページでございますけれども、アウトカム指標としまして、人権擁護委員の声を指標として頂いております、右下の方に人権擁護委員の声という形で記録されております。こちらにつきましては、評価部局である秘書課でインタビューを行っていただいて、その結果をまとめられたものでございます。こういった御意見を踏まえまして、更に人権擁護委員の確保だとか周知・広報を進めていくといったところが重要になっているかと考えているところでございます。

最後に、今後の方向性についてでございます。27ページでございます。まず、人権啓発活動についてでございます。現状で年齢や対象に応じて様々な場を通じた活動を行っているところでございまして、特にインターネット等を用いた活動によってアクセス数の増加、あるいはシンポジウムをオンラインで開催することによって増加傾向にあるということも踏まえて、引き続きこういった活動は継続をしていきたいと考えております。

コロナ禍によりまして従来の対面を前提とした活動が制限されたこと、それからオンライン化、そういったことも踏まえまして、特に人権シンポジウムにつきましてはオンライン開催によって参加者数が大幅に増加するといった効果を得られたこともございますので、その他の啓発活動につきましてもICTの積極的な活用を検討することを今後考えていきたいと思っております。

また、全体として、これまでの実績や参加者の意見を踏まえて、オンライン化等も含め、更に改善できる部分や効率化できる部分がないかを検討していきたいと考えております。

それから、人権相談・調査救済体制の整備についてでございます。こちらにつきましても、多様な窓口で相談を受け付けておりまして、それについては速やかに必要に応じて調査救済手続に移行してございますので、これについては引き続き取組を継続していきたいと考えております。また、一方で相談窓口のアクセスというものを、よりアクセスしやすいというところで、しっかりと認知度を上げていきたいと考えておりますので、広報の媒体やタイミング、あるいはメッセージの内容、より相談をしやすいと感じてもらえるような周知・広報を展開したいと考えております。

それから、最後の人権擁護委員の人材確保に向けた取組としましては、やはり若年層における人権擁護委員の認知度を上げるために、インフルエンサーを活用した周知・広報、それから士業者団体に対して適任者に関する人材情報の提供を依頼するといった活動をした上で人権擁護委員の確保等を図っていきたいと考えております。

私からの御説明は以上でございます。

○篠塚座長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。御意見・御質問のある委員は挙手をお願いします。

では、井上委員、お願いします。

○井上委員 御説明ありがとうございます。2点ございます。

最初のは、これもボトルネック以前の問題ということで話したいと思っておりますけれども、9ページのところで、児童虐待の相談件数とかDVの相談件数が高水準で推移していると、こういう問題意識をお持ちだと思うんですけども、それが後の方に行くとな解決策として具体的なものが出てきていない感じがします。

それはどうしてかと自分なりに考えたんですが、やはり人権といってもかなり広く、女性、子ども、高齢者、障害者等、10以上の区分、法務省の方で区分けされている区分があると思います。多分その一つ一つがものすごく重い話であって、これは目標設定の話なんですけど、やはり目標設定はざっくりした形ではなくて、この個別の人権に対して具体的な目標設定、それも数値的な目標設定とそれに対する対策というような、もっとメッシュの細かい目標設定をしなければいけないと思います。もうされているのかもしれませんが、少なくとも今日御説明を伺った中ではそういったメッシュが感じられませんでした。例えば児童の虐待に関してはどうするんだというように考えれば、多分それぞれについての対策、改善策が変わってくると思います。一回そういう方向で政策を再構成というか、見直しをされた方がいいんじゃないかと思います。

これはメッシュの話でしたが、もう一つ時間軸というのがあって、多分、人権擁護活動を活性化させると、短期的にはいろいろな相談数が増加すると思います。一時的には。それは別に悪いことではなくて、それだけ認識が上がったということだと思います。最終ゴールは相談も減るし処理も減るといって、長期的なゴールになると思います。この短期的なゴールと長期的なゴールを分けて目標設定された方が、より具体的に効果のある政策が実施できるのではないかというのが1点目のコメントです。

2点目のコメントですが、これはボトルネックの話です。人権擁護委員の高齢化、また持続可能性、本当にこのままで人権擁護委員の制度というのが維持できるのかという問題、これに関しては、先ほど行政事業レビューの話をしていただいたように、去年やりましたけれども、そこで出された意見を積極的に取り入れるということが1点と、もう一つは、この人権擁護委員の制度が75年、非常に長期にわたって、ある程度もう老朽化している感じなので、一回抜本的に見直す検討会のようなものを立ち上げた方がいいのではないかという意見を持っております。

○塚野人権擁護局総務課人権擁護推進室長 目標設定につきましては、御意見も頂いておりますので、今後も引き続き考えていきたいと思っております。あと、人権擁護委員につきましては、課題はこのレビューでも御指摘を頂いたところもありますので、今後、人材確保等、制度に関して考えていきたいと考えているところでございます。

○篠塚座長 よろしいですか。

では、大沼委員、お願いいたします。

○大沼委員 人権相談なんですけれども、21ページのところを見ますと、新規救済手続の開始件数が相当程度減っています。平成30年と比べると、2万件が7,800件ですか、相当減っているわけで、これはコロナの影響だけでこんなに減っているというふうに考えていいのかどうかというふうな問題があると思うんですね。人権相談の窓口の認知度は改善傾向にあるというふうな報告もございましたけれども、改善傾向にありながら、なぜ救済手続の開始件数がこんなに減っているのかというのは、その原因なんかも含めて分析の必要があるのではないかというふうに思うわけです。

思うに、人権相談というのはほかの相談機関、様々な行政機関が相談窓口を設けていますし、弁護士のところに相談に来る例もあるんですけれども、それと比べても、ほかにはない特色があると思うんですね。一つは、他の行政機関ですと、おおむねなんですけれども、相談に来られても結局、それだからといってすぐ何かのアクションを起こせるわけではないと、

いろいろなヒントとか方向性なんかを与えて、あとは弁護士のところに行ってくださいとか、どこそこに行ってくださいとかという程度で終わるんですけども、人権の場合には調査、援助、調整、説示、勧告、要請、告発など様々な救済手段が整備されている、これはほかの相談制度にはない非常に大きな特色だと思うんですね。

その結果どういったことができるのかということ、例えば、障害者が遊園地の施設の利用なんかをできないというふうに言われた場合に、調整をして何とか利用できるようにした例だとか、学校のいじめの問題なんかに関しても、教育委員会に訴えてもなかなかうまくいかなかったのが、この人権相談を通じてやったら学校の方も非常に協力的にやってくれと。やはり何が大きいかというと、国家の機関ですね、国家の機関の権威と信用性をバックボーンとして調整その他をするから、相手方としても十分丁寧な対応をしなければいけないというふうなことになるからだと思うんですね。

そうすると、そういったこの制度の強みというのをもう少しPRした方がいいんじゃないかということ、しかも、もう一つは、例えば弁護士に相談してもお金が掛かるんですよ。でも、これは原則無料ですよ。無料でこういったことができますよということをアピールすることによって、利用件数なんかを更に伸ばしていくのが望まれるんじゃないかというふうに思いました。

以上です。

○塚野人権擁護局総務課人権擁護推進室長 人権相談に関しましては、確かに減少傾向にあり、コロナだけじゃなくて、おっしゃったように他の専門的な機関の窓口も充実してきたというところはあるかと思えますけれども、先ほどおっしゃっていただいたような強みもあるかと思えますので、ホームページでも相談例とかも示して、こんな解決をしていますといったPR等もしていますし、実際に人権相談を端緒として人権侵犯事件として処理した事例というのもPRをしているところがございますので、そういったPRを引き続き頑張っていきたいと思っております。

○篠塚座長 では、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 伊藤です。御説明ありがとうございます。お話伺って行って思ったんですけども、評価に関して、この5年間丁寧に統計を取っておられて、きちんとやっておられることは分かりました。でも、相談受付件数にしても、こういった救済手続開始件数にしても、ただ量的な回数をデータとして取ることに一生懸命になっておられて、その中身がなかなか見えてこないという印象を持ちました。

ですので、多分コロナの影響も大きくて相談受付件数が減ったのは確かでしょうけれども、その辺、どんな形でどんな相談が減っているのかというような辺りも本当は分析が欲しいところなんです。全体を拝見しながら思ったのは、現状維持というか、これだけのことをやっていますよ的な、データを取ることに一生懸命な感じで、ではどう改善していくかというところが見えてこないように思います。例えば、ここが足りなくてこういう相談が受けられなかったり、こういう相談を受けたことによってすごく救済件数が増えたとか、そういうことが明らかになることによって本当に政策立案に結び付くような改善点が見出せると思うんですね。

その辺が全体に物足りない、量的なデータを取ることに満足、終始しておられるという印象です。年間34億円といったかなりの予算が毎年付いているにもかかわらず、その中身

が本当に有効に使われているのか。人権擁護委員の方が頑張っておられるのは分かるのですが、例えばこの人件費の中身はどんな形で有効に使われているのかについて、国民の関心としたら、やはりあると思います。

ちょっと余談ですが、ある方と話していて、人権擁護について、余り馴染みがないけれども、予算どれくらい付いていると思いますかと振ってみたら、かなり低い金額をおっしゃっていました。ですので、多分これだけの予算を付けてやっておられる活動について、法務省しかできない、先ほどから出たような、点が見えてきません。評価として全体を見ると、ちょっと残念な感じというのが印象としてありました。丁寧にやっておられることは評価できますが、改善する余地があるのではないかなという印象です。

以上です。

○篠塚座長 御意見でよろしいですか。

○伊藤委員 はい。

○篠塚座長 では、宮園委員、お願いいたします。

○宮園委員 今回のミッションが全ての人の人権を尊重できる社会の実現で、これを実施するために人権擁護活動を行って、その具体的なものとして啓発、相談・調査救済活動があるという形の構造になっているわけですね。

今、例えばDVだったら内閣府がDV相談を行っているし、児童虐待に対しては児相が行っているという形になっているわけですがけれども、先ほど大沼先生からも御指摘ありましたように、かなりの件数を扱う、いろいろな分野のものをこちらでは扱っていらっしゃるわけですね。その中で、ではどのぐらい、例えば電話相談なんかでも、どういう分野が一番多いのかとか、そういうところがちょっと見えてこない。具体的に、電話相談はこれだけありましたという件数の提示だけではなくて、電話相談には、どういう内容があって、それに対してどういう対応を行っているかを明らかにする必要があるように思います。例えば、内閣府だと今、つなぎ支援が重要だといわれているようになったのですけれども、それは、DV相談、SNS相談の結果を分析してみえてきたことなんですね。今回の結果からは、そうしたことが見えてこないのですよね……。

電話相談については、相談内容の記入等をフォーマット化されているのでしょうか。フォーマット化ものをフォーマット化し、データベース化して分析していくというようなことというのは行われているのでしょうか。そういうことを行うことによって、この人権擁護機関が受け付けている内容の強み、支援の強みということが明確となるのではないかと思います。先ほどお金も掛からないというお話もありましたけれども、人権擁護機関の強みはおそらく聴く支援にあるのかと、お話を伺っていて感じましたが、どこがほかの、例えば児相の虐待相談や内閣府のDV相談とは違う強みを持っているのかというところがもうちょっと分かってくると、その啓発、相談、調整、救済という、その手段の強化すべきことや内容やあり方見えてくるのかなと思います。そういうところの評価というのが今回の御報告の中には出てきていないというのがすごく残念だなと思いました。

人権擁護機関が扱っている内容は多種多様で、しかもそれぞれの内容を扱う専門機関もある中で、この人権擁護機関が何をすべきなのか、どこに強みがあるのか、その点がもう少し分かるようなエビデンスが必要だと思います。

そうしたエビデンスがあれば、どのような研修を行う必要があるのか、例えば聴く支援と

というのが重要であれば、傾聴の研修みたいなことをやっていくとかいうことにもつながって
くると思います。

以上です。

○篠塚座長 質問をと思ったんですけども、時間がありませんので、意見で言わせていただき
ます。

一つは今回、事前質問のNo.4 なんですけれども、入国管理施設内の統計項目についてお聞
きたんですけども、統計項目がないから答えられないという回答だったんですけども、
先ほど冒頭で御紹介しました総務省政策評価審議会長の談話では、デジタル時代にふさわし
い政策形成、評価の実現のための具体的方策の答申に当たってというものでして、その中で、
政策立案者は必要とする情報やデータを従来のソースだけに頼るのではなく、デジタル技術
を活用してタイムリーに収集し、より正確な現状を把握し、様々なデータを活用した高度な
分析を行っていくことを目指すべきであるということをおっしゃりまして、この点、デジタ
ル技術の活用が十全にできないということであれば、予算を獲得して、様々な疑問に対して
答えられるような体制を整備していただきたいというのが第1点です。

2番目は、先ほどもほかの国際仲裁のところで申し上げましたけれども、皆さんやはり従
前型の、自分たちはきちんとやっているという旨の評価になっています。実際そのとおりや
られているんだと思うんですけども、そうではなくて、先ほど井上委員の御指摘もありま
したように、新しい政策評価では、様々な人権課題を抱えていて、一つ一つが重いわけだ
ですけども、それを一つの政策目標と掲げて、どう対応していくかということをおっしゃら
なければならぬ。それから、伊藤委員、宮園委員もおっしゃいましたように、単独に皆さ
んのところだけでできるわけがない課題もたくさんあるので、法務省内あるいは法務省外と
連携してやっていく必要があります。更に言いますと、法務省の場合は入管だとか刑務所と
か、いわゆる特別権力関係とあって、その目的ははっきりしているんですけども、一つ間
違えると人権侵害の主体となるという、ある意味、人権擁護と緊張関係を含んでいる部署も
あるわけですね、そういうところとも連携しながら、皆さんが持っている情報を提供して、
法務省全体としてのよりよい調和の取れた状況を生み出していくということをおっしゃ
りまして、掲げていく必要があります。ある意味、人権擁護局の皆さんのところだけに言っ
ても意味がないのかもしれない。法務省全体としてどう統合的な人権擁護をやっていく
のか、あるいは秩序の維持をやっていくのかというところの評価が求められているんじ
ゃないかなと思います。

やはり今回の書き方というのは、あるいはこの政策評価というのは、皆さんが与えられた
人権相談等の職務を今までどおりきちんとやっていますということに終わっています。やは
り各種の人権の擁護として足りない部分をどう改善していくかという姿勢が見られない。
新しい政策評価方法の趣旨にはまだ達していないので、頑張ってくださいというふう
に思いました。

では、菅アドバイザー、お願いします。

○菅秘書課EBPMアドバイザー すみません、私から最後に1点だけ。私からはP21の未
済件数の部分、以前もコメントさせていただきましたが、横ばいの未済件数というところ
で、未済件数がどんどん積み上がってしまっていないという意味では一定、評価でき
るところかなと思いますけれども、この期間、相談受付件数が減っていて、新規の救済
手続開始件数も

減っているというところなので、入ってくる量が減っていて、積み残しが横ばいというところで、1件当たりのリードタイムというところはむしろ長期化しているというところなのかなと考えています。

以前お伺いしたところだと、実情としては、例えばインターネット上の誹謗中傷であればプロバイダーに削除依頼して削除していただくというところで少し時間が掛かると、そういう長期化しやすい案件が増えているという話だったかなと思いますけれども、今までの委員の皆様からのコメントで、メッシュ、分野別というところ、何度か出ましたけれども、これもその案件種類別にリードタイムの平均値みたいなのを見ると、どの案件のリードタイムが掛かっているのか、長期化していないかというところ見られるかなと思いますので、やはりこの部分も、リードタイムというところも案件種類別に細かく見ていくことが重要なのではないかなというふうに感じております。

私からは以上でございます。

○篠塚座長 質疑は以上とさせていただきます。

人権擁護局におかれましては、本日委員から出された意見も参考に、評価書や予算要求の内容について検討するなど、改善につなげるようお願いいたします。

○塚野人権擁護局総務課人権擁護推進室長 ありがとうございます。

○篠塚座長 よろしいですか。

次に、破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等について、公安調査庁から説明をお願いします。

○田中公安調査庁総務部総務課企画調整室長 よろしくお願いたします。公安調査庁で企画調整を担当しております田中と申します。本日は貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。早速説明に入らせていただきたいと思います。

まずは、評価の概要というところでございます。公安調査庁の政策といいますか、今回の評価の対象、大きな柱は二つであります。一つは団体規制ということでありまして、いわゆる破壊的団体等の活動状況を明らかにしていくということで、もう一つの大きな柱は情報収集・分析で、それに基づいたプロダクト等の情報貢献・情報発信であります。こうしたことを通じて政府の施策立案・実施に貢献していくということと併せて、最近の大きな柱としては、正に国民の皆様、企業等も含めてですけれども、安全確保に向けた行動をどう促していけるのかというところが大きな柱になっております。

具体的にどういうことをしてきたのかというところ、下段の部分でございますけれども、まず情報の収集・分析という部分でございますが、経済安全保障やサイバー空間の脅威ということがいろいろと報道等もされるようになりました。我々としましては、とてもこの部分というのは非常に業務の質的な部分が大きく変わってきたところであります。情報収集の対象も大きく変わりますし、例えば経済安全保障などが顕著ですけれども、民間の皆様、企業の皆様が正に課題の中心でありまして、そうしたところの御理解も得て、また協力も得ていかなければ我々の機能を果たせないというところで、大きく質的にも変わってきたというところであります。こうしたところ、新しい課題に適切に対応するために、新たな専門部署を設置するなどいたしまして対応してきているところであります。

一方で、国際テロの問題であるとか我が国周辺情勢といった問題であるとか、国内の諸団体も含めましてですけれども、活動の烈度というか、我が国を取り巻く治安情勢、公安情勢

みたいなものは烈度を増しているという状況でありまして、そうしたところにも何とか課題対応してきているところというところでもあります。

二つ目、情報貢献・情報発信の部分でありますけれども、経済安全保障やサイバー等の分野を中心にしまして、企業等への講演等を一生懸命やらせていただいております、その回数、規模、増加傾向にございます。企業、大学等との連携が重要だと繰り返し申しているところではありますが、公安調査庁にいろいろと情報提供し、相談することができるんだよということを積極的に広報しつつ、相談・連絡する窓口なども設置して、そうしたことの周知にも努めているところでもあります。

三つ目、団体規制でありますけれども、団体規制法に基づく、いわゆるオウム真理教に対する観察処分、立入検査等を行っております。あと、こうした調査の過程で得られた結果につきましては、地方自治体に適切に提供させていただいておりますし、また、地域住民の皆様、直接不安を抱えられている皆様の声を聴きながら、意見交換会等を実施して、いわゆる恐怖感とか不安感、実際、オウム真理教は施設の中で何をしているのかといったような部分にお答えすることで、そうした不安感等の解消、緩和につなげていっているところというところがございます。

ちょっと大きく全体の話をしていただきましたが、当庁といたしましても、全体的な組織であるとか、簡単に御説明を差し上げたいと思います。公安調査庁は、先ほどミッションの部分は申し上げたとおりなんですけれども、いわゆるこの霞が関にあります本庁は全国から情報が集まってまいりまして、それを基に分析した資料等を作成しているというのが中心的なイメージであります。

一方で、研修所を挟みまして一番下の地方、8ブロック、あと14事務所という形で全国に配しているんですけれども、地方はいわゆる情報の収集、情報を集めてくるという仕事を中心に行っております。繰り返し申し上げておりますとおり、広報活動等も最近では質量ともに変化してきておりまして、本庁、地方とも連携して、広く広報活動等はやらせていただいているというところがございます。

次のスライドでございます。予算というところでございますが、これはいわゆる職員の人件費等を除いた、純粹に調査活動に関連した経費として掲げさせていただいておりますけれども、若干、近年は経済安保とかそういった部分の予算が認められまして、令和4年度は約25億円というところで予算を付けていただいております。

こちらは冒頭に御説明した概要の部分と極めてかぶりますので、ちょっと割愛をさせていただきます。

これも冒頭、簡単に申し上げましたが、我が国をめぐる現状でございます。国際テロに関しましては依然として大きな脅威であると認識をしております。引き続きI S I L等の国際テロ組織が正に我が国をテロの対象国だということで名指しをしておりますし、各国では様々、テロ事件が引き続き起きているという状況には変わりございません。

また、我が国でも先般、G7の首脳会合が無事終わりましたが、大規模テロは一つのテロの標的になるという実績も、実際にもそうなっております、こうしたものがまだ引き続き続くと。G7の関係でも引き続き関連会合が我が国で開催をされますし、また、令和7年には大阪関西万博というような大きなイベントも控えております。光の当たる部分ではございますけれども、こうした安全開催には関連の治安情報というか、公安情報の収集が極

めて重要であるというふうに考えております。

右側であります。これも報道等で頻繁になされているかと思えますけれども、北朝鮮をめぐる動向、特にミサイル発射、ミサイル開発等の動向は、その烈度を増しているというところでもありますし、中国、ロシアにつきましても我が国周辺での軍事演習であるとか、航空機や艦船を航行させるということであるとか、とにかく安全保障に非常に重大な影響を及ぼしているということでありまして、こうした関連情報の収集・分析が極めて重要という状況でございます。

質量ともにいろいろと変わってきましたというお話を冒頭申し上げましたが、経済安全保障あるいはサイバー空間の脅威といったものが近年では比較的新たな分野として極めて重要になってきているのかなと思っております。冒頭、民間企業さんといろいろと連携をやっていかないと全く効果を出さない分野であるですとかいうお話をしましたけれども、いわゆる霞が関のかいわい、官公庁の間でも、我々もこれまでは、かつては情報をいわゆる収集・分析するような機能を持った情報コミュニティという役所がありますけれども、その中での活動というのが比較的多いございました。ただ、現在こういった経済安保とかサイバーといった分野では、お付き合いする官公庁も大分変わってきております。経済系の官公庁であるとか、そういったところと極めて頻繁に情報交換、問題意識の共有、そして、我々にどういう情報を求められるのかといったところを綿密に付き合いながらやらせていただいているというところで、ここ数年が正にいろいろと業務の質が変わってきた時期なのかなというふうに思っております。

破壊的団体をめぐる現状ということでございまして、いわゆるオウム真理教につきましても、麻原彰晃こと松本智津夫ら、これら死刑執行が行われましたが、引き続き麻原の影響下にあるという実態に全く変化はないというふうに見ております。危険な組織体質も引き続き堅持をしているというところでもあります。

右側でありますけれども、過激派、右翼団体を取りあえず挙げさせていただいていますが、公共の安全に影響を及ぼすおそれのある国内団体が引き続き数多く存在し、これもまた活発な活動を続けているというところがございます。

情報の収集・分析、貢献・発信の状況というところに移らせていただきます。これは経済安保とかサイバーとかをちょっとイメージしたもので作らせていただいておりますが、活動といたしましては、先端技術等を標的とした懸念動向、あるいはサイバー攻撃、国際テロに関する不審・不穏動向等を正に我々で早期に把握・分析して、関係機関に提供したり、国民の皆様が発信するというところを行っております。そうしたことを通じまして政府の政策立案、法執行に活用されるということで、被害の発生防止に貢献をしていくということが一つの大きな目的、また、国民や企業が安全確保に向けた活動を正に実際に取っていただくということが二つ目の目的であります。

期間中の工夫というところではありますが、これも繰り返しですが、経済安保やサイバーに関する部分を中心といたしまして、インテリジェンス機能を大幅に強化いたしております。右側でありますけれども、官民連携の強化、これも繰り返しですが、相談窓口の設置であるとか、民間企業さんへのきめ細かい情報発信ということをやらせていただいております。大規模なシンポジウム等や、あるいはSNS等を活用した注意喚起、発信等も新たに行わせていただいております。

では、実際にその効果は出ているのかというところで、これまたなかなか定量化できない部分もちょっとあるとは思っているところなんですけれども、実際、経済安保、サイバー等の問題を中心としまして、企業、大学等からの講演依頼というのは非常に多く頂いております。その問合せも含めて、非常に多くのリアクションを頂いているところであります。講演件数はここ近年、大幅に増加してきているところでありますし、ホームページのアクセス数等も確認させていただいていますが、増加傾向であろうかなと思っております。ホームページ等も含めてですが、刊行物につきましても、その新たな重点分野についても新しい切り口で新しいものを出させていただくということで、キャッチアップしてやっていっているところでございます。

これも、上部のところですけども、いろいろな講演とか相談窓口を設置することでどういったリアクションがあるのかということ、今後も含めてちょっと拾って、御紹介できる部分はしていきたいなと思っております。相談窓口等を設置して、企業さん、大学さん、アカデミア等との連携を強化しているところでありますが、正に我が庁からのいろいろな情報発信を通じて、例えば企業さんが自社の取引を見直していただいて、懸念国へのデータ等の流出が疑われる事案を、正にこれはちょっと危ないんじゃないかということで見直していただいているというような事例を確認しておりますし、講演に参加した企業様からは、正に役員であるとか上層部の方、あるいは貿易関係の関係部署であるとか、そういったところの経済安保に関する感度がかなり、こういったことをやっていただいて高まりましたということであるとか、今後正に感度を高めておいて、不審な案件があった場合には速やかに相談したとか、そういったリアクションを頂いているところでございます。

団体規制に移らせていただきます。活動の目標でありますけれども、いわゆるオウム真理教などの破壊的団体等の活動状況を明らかにして、その危険性の増大を防止するということが目標であります。期間中の工夫というところでありますが、コロナ禍においても必要な立入検査等々は適正かつ厳格に実施してきたところであります。引き続きオウム真理教におきましては立入検査等々に対する非協力的な姿勢を堅持しているところであります。そうしたところもありますけれども、我々としてはやるべきことはしっかりやっているという状況でございます。

団体規制に関する状況であります。指標の部分ですけども、いわゆる団体施設への立入検査の回数であるとか、地方公共団体への調査結果の提供の件数であるとか、冒頭も申し上げましたが、地域住民の皆様との意見交換会の実施の回数であるとかというところを定数的な部分で挙げさせていただいているところであります。

定数的な部分でないところで何か我々も工夫できないかというところで、いろいろと検討しているところでございます。住民の皆様との意見交換会をやる中で、全てをなかなか明らかにしにくい部分もあるのかなとは思いつつ、様々な声を頂いておきまして、そうした中から、正に我々の施策をよくしていくという上でのいろいろなヒントも見付からないかという観点も持ちながら、そうした声も拾わせていただければなというふうに思いまして、地域住民の声というところをちょっと左下の方にも掲げさせていただいております。いろいろと思うところは、やはり地域にそうしたオウム関連の施設などを抱えている皆様は、引き続き以前と変わらない恐怖感であるとか不安感を強くお持ちになっていて、我々に対する期待とい

うか、しっかりやってくれという声も非常に強いのだなというところでもあります。

右側、観察処分への抵抗を強める団体という部分がございますが、特に、いわゆるオウム真理教のうちのA l e p hでございますけれども、報告すべき事項の一部を報告せずに、特に資産等の報告が急減しているという状況でございます。こうした背景に資産隠しという部分もおそれがあるのかなというところがございます。当庁といたしましては再発防止処分を請求し、この請求が認められたということが現在の状況であります。

今後の方向性、最後のスライドでございます。ここはもう、引き続きしっかりやりますというところに尽きてはいるんですけども、団体規制に関しましては、観察処分の実施をしっかり継続できるように、期間更新請求に向けた準備等を着実に推進していくということ、先ほど少し述べましたけれども、オウム真理教のうち、特にA l e p hに関しましては、再発防止処分ということが今、認められておりまして、決定がされておりまして、公安調査庁といたしましては警察当局とも連携を図りながら、その再発防止処分の実効性をしっかり確保していきたいと考えております。また、団体の組織や活動の実態をしっかりと把握しつつ、その危険性の増大を抑止するということと併せて、地方公共団体への様々な情報の提供であるとか、地域住民の皆様との意見交換をしっかりと引き続きやらせていただきまして、恐怖感あるいは不安感の解消、緩和を、これもまた続けて図ってまいりたいと考えております。

情報の収集・分析、発信・提供に関しましても、引き続き様々な状況の変化が今後も起きていくのだろうと思われませんが、それにしっかりと対応していきたいと考えております。我が国の公共の安全に影響を及ぼすおそれのある国内外の諸動向について幅広く、正にそのときに求められる情報をしっかりと収集・分析し、これを政府関係機関に提供していくということと併せて、国民や企業への情報の発信の在り方も含めてしっかりと検討しつつ、いい方向に持っていきたいと考えているところでございます。

公安調査庁からの説明は以上でございます。ありがとうございます。

○篠塚座長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。御質問・御意見のある委員は挙手をお願いします。

井上委員、お願いいたします。

○井上委員 御説明ありがとうございます。オウム真理教、破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体への規制に関しての目標が、19ページのところで、「地域住民をはじめとする国民の恐怖感や不安感を解消・緩和する」ということを目標にされているということですが、こういったことを評価というか、判断するには、やはり住民との意見交換会のみならず、声を聴くためにアンケート等を取って、その推移を見守るぐらいしか私には考えつかないんですが、もう既にやられているのであれば、ここに出せるものがあれば出した方が分かりやすいと思いますし、もしやられていないのであれば、一つのやり方なのではなかろうかと思って聞いておりました。

以上です。

○田中公安調査庁総務部総務課企画調整室長 御指摘ありがとうございます。各自治体によって意見交換会の頻度であるとか内容もいろいろとあるところがございますけれども、アンケートという形、その中身も含めまして、また検討を引き続き続けていきたいというふうに思っています。あと、こうした指標とはまたちょっとずれてくるのかもしれませんが、

オウム真理教、実は近年、非常に若者の新しく入ってくる、要は松本サリン事件であるとか地下鉄サリン事件みたいなものを知らない世代の方がいろいろと入会してくるという数が比較的多くなってきております。辞められる方もそれなりの数があるので、数としては横ばいなんですけれども、そういったどちらかという新しい世代に入れ替わってきているみたいなイメージが強くて、その抑止というか、それをどう止めていくのかということも大きな課題で、そこにちゃんと対応しているということも住民の方の不安感の解消・緩和にもつながっていくだろうということで、いろいろそこら辺も工夫してやらせていただいております。例えば、特定の若い年代の方がよく集まる場所で、若い年代の方へ画像・動画広告みたいなところにオウムの啓発動画が流れるとか、どこに問題があるのかということも把握しつつ、新しい対応しているということでもありますので、様々またいろいろと工夫をしながら、御指導、アドバイスも頂きながらやっていきたいというところであります。

○篠塚座長 では、菅アドバイザー、お願いいたします。

○菅秘書課EBPMアドバイザー よろしくお願いたします。情報収集・分析・発信のところで、講演の件数が非常に増えているというところを拝見しまして、基本的にこの講演は、講演の依頼が来て講演をされるという構造かなと思うので、既にある程度御関心のある層に対して、いわゆるプル型といいますか、で取組を進められているところかなと思ひまして、一方でプッシュ型、関心がまだない方向けというところでは、例えば刊行物だったりSNSが該当するのかなと思うんですけれども、やはりこの経済安全保障のところでは、いざ事態に巻き込まれてから正しい対処方法を取ろうと思っても間に合わない、あるいは巻き込まれていることに気付かないということもやはり多々あるかなと思うので、そういう今関心のない方を含め、プッシュ型でアプローチしていく取組というのもこの分野、重要なかなと思ひて拝見をしておりました。既に実施されているかもしれないですけれども、例えば経済安全保障、巻き込まれやすい業種、業界団体に出前で講演を行うとか、そういった取組も今後必要になってくるのかなと思ひて拝見をしておりました。

私からは以上でございます。

○田中公安調査庁総務部総務課企画調整室長 ありがとうございます。正に両面でやらせていただいております。それを更に広げていくというところかなと思ひております。中小企業であるとか、やはり自分のところの技術がもしかして狙われていると、正に全く思っていないんですけれども、とても高度な技術をお持ちの企業が日本というのはいろいろありまして、そういったところに正にパンフレットを持って、プッシュ型でいろいろとお声掛けさせていただいたりとかいうこともありますし、あと、講演の依頼なども実はいわゆる経済団体さんであるとか業界団体さんみたいなところにお声掛けをして、そこにいろいろな方が来ていただいているという形形で、何というのでしょうか、言わばこちらからも売り込みをして、あちらからも中心になっていただくところがいろいろな方を集めていただくというようなやり方で行っていたりとか、ちょっといろいろとこも工夫しながらやらせていただいておりますし、これからはちょっと頑張らせていただきたいと思いますと思ひております。ありがとうございます。

○菅秘書課EBPMアドバイザー ありがとうございます。

○篠塚座長 いいですか。では、私の方から。

ほかの部署の報告についても申し上げたんですけれども、きちんとやられているという報告はよく理解できました。ただ、新しい政策評価で求めているのは、政策変更といたしますか

政策をよくするためのものなので、非常に言いにくいことなのかもしれませんがけれども、例えば経済安全保障についてどこが足りないのか、何がネックになってその足りない部分が解消できないのかというのを、評価に挙げていただきたい。決してそれは皆さんが間違っているとかそういうことではなくて、常にノーバディーズ・パーフェクトですから、完璧な人間もなければ完璧な官庁もないわけで、それは警察あるいは防衛省、外務省と協力しながらいろいろやっているんだけど、少し足りない、あるいはもっと足りないというところを明らかにして、今後こういうふうにするからもっと予算を獲得しなければならない。例えば、もうこれはこれデジタル化技術ということ、警察庁はかなり力入れて、もうかなり浸透していると思うんですね。 ネット等がどこか分からないところから乗っ取られたというときに、警視庁に相談しますけれども、では公安調査庁に行くのかなというところがあります。やはりそこは官庁間の争いというより、日本全体でどう資源を配分するかだと思うので、ほかの官庁とも協力しながら大きな目標をしっかりと掲げて、足りないところはあるんだというのをあえて指摘していただいて、今後努力するんだというのが今回求められている政策評価だと思います。次回あるときにはそういうのを、何というか、自分たちの至らなさとは思わないで、むしろ、完全な政策というのはあり得ないわけなので、変更もしなくてははいけないし、当初考えていることとは違う事態も起こるし、強力な政策であればあるほど副作用が激しくなったりもしますので、そういうのを端的に認めて、調整して、法務省全体として、あるいは日本政府全体としてどんなふうにしたらいいのかというのを一人一人がやはり考えながらやっていくということが求められているんじゃないかと思いました。

本当に努力されていることは分かりますし、きちんとやられている。ただ、ある意味、政策評価が政府を挙げて変わろうとしているので、それに半分ぐらい届いているけれども、半分ぐらいちょっとまだ昔の尻尾を引っ張っているのかなという感じを受けました。以上です。

では、質疑は以上とさせていただきます。公安調査庁におかれては、本日委員から出された意見も参考に、評価書や予算要求の内容について検討するなど、改善につなげけるようお願いいたします。

本日の審議事項については以上です。

本日の審議をお聞きになった感想や今後の対応について、評価部局、会計部局のそれぞれから発言をお願いします。

○小島秘書課政策立案・情報管理室室長 評価部局から、政策立案・情報管理室長をしております小島でございます。

最初に、本日政策評価の対象となった国際課、人権擁護局、また公安庁の皆様、本日に至るまでの各種準備、あと本日の対応、誠にお疲れ様でございました。本日の結果の提案書への反映方法については、事務局として一緒に支援、サポートしながら進めさせていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日、誠にありがとうございました。我々が事前の勉強会などでは気付けなかった、より具体的なコメントや違った視点からの御助言などを頂きまして、大変参考になりました。その中でも特に2点、1点目は、評価に資するデータ収集力をいかに高めるかという観点、これは量的・質的両方の面でより強く持たなければと思ったところです。また、2点目は、我々が行っている施策の強みがどこにあるのかを意識し、さらに、その強みをどのようにアピールしているかという点も見ていく必要があること

に気付かせていただきました。

今回の御意見等を踏まえて、よりよい施策につなげていくように、本年度から参加したE
BPMアドバイザー、また総務省などとも協力しながら進めてまいりたいと思います。本日は
ありがとうございました。

○杉原官房参事官 続きまして、官房会計課の参事官をしております杉原でございます。

まず、本日は委員の先生方から貴重な御意見、御指摘を賜りまして、誠にありがとうございました。
予算を担当する会計課としましても非常に学ぶことの多い機会になったと思っております。
厚く御礼を申し上げたいと思います。

本日の御議論の中でも予算のお話もありましたけれども、法務省の各政策等につきまして
査定当局の理解を得て所要の予算を確保するためにも、予算要求に係る政策等について、行
政事業レビューとの連携も必要だと思っております。こういった連携の下でエビデンスに基
づいて政策全体についての的確に、また効果的、効率的に評価分析をしていくというのが大前
提だというふうに思っております。

会計課としましても本日の御議論を踏まえまして、また、本日の個別の委員の先生方から
の指摘に表れた切り口ですとか観点といったものも参考にさせていただきながら、各局部課
とよく連携して、しっかりと対応してまいりたいと思っております。引き続きどうぞよろし
くお願いしたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

○篠塚座長 ありがとうございます。

最後に、今後の予定等について、事務局からお願いします。

○事務局 事務局でございます。今後の予定ですけれども、本日の議事概要につきましては議
事録という形で公開を予定しております。また改めて議事録の案につきまして、本日御発言
を頂いた皆様には御確認を頂こうと思っておりますので、よろしくお願いたします。

あと、次回は来年の2月を予定しております。令和6年度の政策評価の計画について御審
議を頂く予定としております。

最後に、今回初めての政策評価の見直し後の評価となりました。今回新たに評価部局も政
策立案部局と一緒にあって評価書を作らせていただいた中で、今回頂いた様々な御指摘につ
いては、私たち評価部局も改善して取り組んでいきたいと思っております。

また、本日の議事進行や会議の運営に関する率直なご感想について、後日メールでお伺い
をできたらと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

以上となります。

○篠塚座長 ありがとうございます。

それでは、時間となりましたので、本日はこれで閉会とさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。

—了—